

令和〇年度 大阪市立住まい情報センター指定管理業務年度協定書

大阪市及び△△△（以下「指定管理者」という。）は、令和〇年〇月〇日付けで締結した大阪市立住まい情報センター指定管理業務基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、令和〇年度における大阪市立住まい情報センターの指定管理業務（以下「当該業務」という。）、業務代行料及び利益配分等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

（当該業務の細目）

第1条 当該業務の細目は、別紙仕様書に定めるとおりとする。

2 別紙仕様書に記載のない仕様については、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

3 基本協定第3条第6項に定める年度毎の目標は次の各号とする。

- (1) 住まいのミュージアム入館者の満足度 80%以上
- (2) セミナー参加者の満足度 80%以上
- (3) ホールの利用率 〇%以上
- (4) 研修室の利用率 〇%以上

（業務代行料の支払い）

第2条 業務代行料の金額及び支払時期は、次のとおりとする。

- (1) 金額 〇〇〇〇
- (2) 支払時期 〇〇〇〇

2 大阪市は、前項の業務代行料について、指定管理者の請求に基づき支払うものとする。

（業務代行料の前払い）

第3条 指定管理者は、大阪市が当該業務の円滑な遂行を図るために必要であると認めるときは、前払いによる業務代行料の全部又は一部の支払いを大阪市に請求できるものとする。

2 大阪市は、前項の規定による請求を受けたときは、当該請求を受けた日から30日以内に業務代行料を支払わなければならない。

（利益配分）

第4条 基本協定第37条第1項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が生じた場合とは、基本協定第37条第1項に定める総収入額から総支出額を差し引いた金額が総収入額に100分の〇を乗じた額（ただし、その額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
- (2) 配分率によって算出される額とは、前号の場合において総収入額に100分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に100分の〇〇を乗じた額とし、

その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

2 基本協定第 37 条第 2 項に定める事項は次のとおりとする。

- (1) 一定以上の利益が出た場合とは、基本協定第 37 条第 2 項に定める総収入額から自主事業等収入額を減じて得られる額から総支出額から自主事業等支出額を減じて得られる額を差し引いた金額が総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に 100 分の〇〇を乗じた額（ただし、その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）を超えた場合をいう。
- (2) 配分率で算出される額とは、前号の場合において総収入額から自主事業等収入額を差し引いた額に 100 分の〇〇を乗じた額を超えた部分に係る金額に 100 分の〇〇を乗じた額とし、その額に 1 円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

3 前 2 項に規定する一定以上の利益が生じた場合において、当該業務の実施について指定管理者による経費削減努力等があると大阪市が認める場合は、その部分を一定の利益より除いて算出するものとする。

（協定期間）

第 5 条 この協定の期間は、令和〇年 4 月 1 日から令和〇年 3 月 31 日までとする。

（違約金）

第 6 条 指定管理者は、基本協定第 38 条第 1 項各号及び第 39 条第 2 項の規定により、指定を取り消され、又は当該業務の停止を命じられた場合、違約金を大阪市の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 基本協定第 38 条第 1 項第 1 号から第 5 号及び第 8 号から第 9 号並びに第 39 条第 2 項

〇〇〇〇円

- (2) 基本協定第 38 条第 1 項第 6 号及び第 7 号 〇〇〇〇円

2 前項の規定による違約金は、損害賠償額の予定又はその一部とは解釈しない。

（補則）

第 7 条 この協定に規定するもののほか、当該業務、業務代行料及び利益配分等について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、基本協定の定めによるものとし、基本協定に定めがないものについては、大阪市と指定管理者が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書を 2 通作成し、大阪市、指定管理者がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和〇年 4 月 1 日

(指定管理者) 所在地
法人等氏名 △△△
代表者氏名